

茨城県主要農作物等奨励品種の指定について

茨城県主要農作物等種子条例第7条第1項及び茨城県主要農作物等の種子の生産と供給に関する要綱第2の3の(1)の規定に基づく奨励品種の指定を令和3年4月16日付けで次のとおりしたので公告する。

令和3年4月16日

茨城県知事 大井川 和彦

1 奨励品種に指定する品種（準奨励品種）

水稻「にじのきらめき」

(1) 来歴

「にじのきらめき」は農研機構中央農業研究センター北陸研究拠点において、「コシヒカリ」よりも耐倒伏性と高温耐性に優れ、イネ縞葉枯病抵抗性で収量性が高く、大粒で玄米品質の優れる品種の育成を目的とし、高温耐性に優れた「なつほのか」（「西南136号」）を母、極良食味の「北陸223号」を父とした交配から育成した品種である。

(2) 奨励品種に指定する理由

近年は温暖化に伴う水稻登熟期間の高温化によって、「コシヒカリ」をはじめとする県内主要品種に白未熟粒が多発し、玄米品質低下の要因となっている。今後、更に高温化が進んだ場合、既存の栽培技術のみによる対策は難しく、高温耐性品種の導入が喫緊の課題である。また、近年は業務用米の需要が高まっており、高品質・良食味に加え、安定した収量と品質を有する品種が中食・外食産業から求められている。「にじのきらめき」を取り扱う実需者による品質・食味アンケート結果においては、炊飯米の食味・品質は同社取り扱いの「コシヒカリ」と比較して、食味は同等、外観品質は良いとの評価であり、今後本県産の「にじのきらめき」を取り扱いたいとの回答を得た。

「にじのきらめき」は「コシヒカリ」と比較し、成熟期が1～6日程度遅く作業分散が図れる熟期であり、耐倒伏性・イネ縞葉枯病抵抗性を有し栽培性に優れること、標肥栽培・多肥栽培においても収量性に優れること、大粒で「コシヒカリ」と同等の食味特性を有する極良食味であること、高温年においても白未熟粒の発生が少なく安定した品質が得られることから準奨励品種として指定する。

(3) 栽培上の注意点

均一に発芽させるため、浸種は十分に行う。水温10℃で12日間、水温積算温度は120℃を目安とする。苗丈が「コシヒカリ」より短めなので、移植後の水没を防ぐために、移植時の苗丈確保につとめる。

(4) 普及地帯及び面積

令和3年度はイネ縞葉枯病が発生している県西地域を中心とした450haを予定している。

(5) 特性表

種類	品種名	来歴または 両親名	早晩 性	草型	移植期 (月日)	出穂期 (月日)	成熟期 (月日)	稈長 (cm)	穂長 (cm)
水稲	にじのきら めき	なつほのか× 北陸223号	中生	中間	5.07	7.30	9.10	64	20.3

穂数 (本/m ²)	玄米 千粒重 (g)	玄米重 (kg/10a)	芒		成熟期 の ふ先色	腹白の 多少	心白の 多少	玄米 品質
			多少	長短				
392	25.0	61.4	稀	短	黄白	微	微	上の中

食味	耐倒伏性	耐冷性
極良	強	弱

耐病性				栽培適地	優れた性質	劣った性質
葉い もち	穂い もち	紋枯 病	縞葉枯 病			
中	やや 強	中	強	県内全域	イネ縞葉枯病抵抗性を有する、大粒、高温耐性あり	障害型耐冷性は弱い

(注) 数値は下記条件における試験結果による

- (1) 試験年次：平成27年～令和2年
- (2) 試験ほ場：茨城県農業総合センター農業研究所
(水戸市上国井町 表層腐植質多湿黒ボク土)
- (3) 施肥量(10aあたり) 基肥：窒素6kg, リン酸6kg, カリ6kg,
追肥：窒素3kg, カリ3kg
- (4) 栽植密度：18.5株/m²

2 奨励品種から廃止（除外）する品種

(1) 水稲「ふくまる」（準奨励品種）

「ふくまる」は本県オリジナルの早生熟期の品種であり、大粒で耐倒伏性、高温耐性があるため、平成 24 年に準奨励品種に指定され、県内全域で作付されてきた。

令和 2 年に「ふくまる」にイネ縞葉枯病抵抗性を導入した品種である「ふくまる S L」が奨励品種に指定され、令和 3 年産から「ふくまる」と全面的に切り替わることから準奨励品種から廃止（除外）する。

(2) 水稲「ひとめぼれ」（認定品種）

「ひとめぼれ」は早生品種で耐冷性が強いいため、平成 4 年に奨励品種に指定され、県内全域で作付されてきた。

需要が減退し、作付の増加が見込まれないことから、平成 29 年に認定品種に改訂されたが、その後も作付の増加が見込まれないことから、認定品種から廃止（除外）する。

(3) 水稲「ココノエモチ」（認定品種）

「ココノエモチ」は早生の糯性品種で、平成元年に奨励品種に指定され、県内全域で作付されてきた。

需要が減退し、作付の増加が見込まれないことから、平成 26 年に認定品種に改訂されたが、その後も作付の増加が見込まれないことから、認定品種から廃止（除外）する。